

東京大学における懲戒処分の公表基準

平成16年10月5日
総長 裁定

1. 目的

東京大学における教職員の懲戒処分事案を公表することにより、本学が自治・自律の原則に基づいて公正に運営されていることを示すとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2. 公表の対象とする懲戒処分事案

東京大学総長の任命に係る教職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職である懲戒処分

3. 公表する内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

4. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、内容の一部又は全部を公表しないこともあることとする。

5. 公表の時期及び方法

処分発令後、できるだけ速やかに公表する。ただし、軽微な事案については、一定期間について一括して公表することもありうる。

公表の方法は、原則として大学記者会加盟報道機関への資料配付による。
なお、必要に応じて記者会見を行う。